

(5) 交通の安全・安心の確保

(a) 通学路の合同点検等を踏まえた交通安全対策の推進 [2,265億円(1.24)]

交通安全確保のため、生活道路対策や踏切対策、無電柱化等の道路交通安全環境の整備等を推進する。

- ・ 通学路における合同点検の結果を踏まえた交通安全対策の推進
- ・ 面的速度規制と物理的デバイスの適切な組み合わせ等による生活道路の交通安全対策の推進
- ・ 自転車活用推進計画に基づく安全で快適な自転車利用環境の創出
- ・ 立体交差化等の対策に加えて周辺の迂回路整備等も含めた総合的な踏切対策の推進
- ・ 無電柱化推進計画に基づく通学路等における無電柱化の計画的な推進
- ・ 歩行者の立入対策、逆走対策、暫定2車線区間の4車線化等による高速道路の安全対策の推進
- ・ 高速道路の休憩施設(SA・PA)の駐車マス不足解消等のサービス水準の向上

【コラム】 通学路等における交通安全の確保及び飲酒運転の根絶に係る緊急対策

令和3年6月28日、千葉県八街市において、下校中の小学生の列にトラックが衝突し、5名が死傷する痛ましい事故が発生しました。この事故を受けた、「子供の安全を守るための万全の対策を講じる」との総理指示を踏まえ、8月4日、交通安全対策に関する関係閣僚会議において「①通学路等における交通安全の確保」と「②飲酒運転の根絶」を柱とする緊急対策が策定されました。

①通学路等における交通安全の確保のための取組

関係機関と連携し、通学路の合同点検を実施し、9月末までを目途に対策必要箇所を抽出、10月末までを目途に対策案を作成します。この結果を踏まえ、歩道の設置・拡充、歩行者と自動車・自転車の利用空間の分離、ガードレール等の防護柵などの交通安全施設等の整備、無電柱化、踏切対策などの交通安全対策のほか、ゾーン30をはじめとする低速度規制と組み合わせてハンプ等の物理的デバイスを設置する速度抑制・通過交通の進入抑制対策、交差点改良や改築等の幹線道路対策による幹線道路と生活道路の機能分化について、可能なものから速やかに実施します。

②飲酒運転の根絶のための取組

運送事業用自動車において従来からの取組を引き続き実施するとともに、更なる対策として、飲酒運転対策の優良事例の情報共有、運転者の指導・監督時の実施マニュアルにおけるアルコール依存症関係の記載の拡充、アルコールインターロック装置に関して運送事業者への情報提供等による普及促進を図ります。



歩道の設置



生活道路における速度抑制対策